

海洋管理のための離島における保全・管理・利活用の あり方に関する検討委員会（第4回）議事概要

1. 第4回検討委員会が開催され、事務局（国土交通省総合政策局海洋政策課）から、当委員会での取りまとめの方向性について説明を行った。
2. 説明後の質疑応答の概要は、以下のとおり。
 - とりまとめの方向としては、初めて見た人でも分かるよう、例えば、国際公益と我が国権益の二本立ての考え方の必要性が分かる図を出すなど、見せ方やレイアウトを工夫したほうがよいのではないか。
 - 国際公益と我が国権益の両方が必要だということには異論がないが、とりまとめにおける記載の仕方について両者のバランスへの配慮が必要ではないか。例えば、我が国権益の部分については、主に後半に説明がされるが、二本立てであることが重要なので、もう少し前半から説明して二本立てであることを明確にする方がよいのではないか。
 - 海外の事例等も必要だが、国内の島を具体的にどうすべきか、個別の島毎ではなくてもよいので、漠とした大括りな記述で、イメージが持てるように工夫が必要ではないか。
 - 国際機関による国際社会への貢献として、世界遺産指定やラムサール条約湿地指定があげられているが、これらは沿岸国がエントリーして行われるものなので、「国際機関による」取組みというよりも、「国際機関を通じた」取組みという方がよいのではないか。すなわち、これらの取組みは、沿岸国が、国際機関を通じた取り組みを進めることで、無人島がもつ価値を世界的なものにまで高める努力をしている、という理解ではないか。
 - 諸外国の無人島で、国際的な様々な取り組みが実施されているのは理解できるが、具体的にどういった成果が上がったのか、可能な範囲で少し実態も把握した方がよいのではないか。
 - 多くの国々で無人島の自然や環境保護のために、海洋保護区等の保護措置が積極的に実施されることが、決して希なケースではなく、一般的なケースであることをもっと明確にすべきではないか。
また、「海洋の持続可能な開発」という概念は、国連海洋法条約の精神であると考えられるので、「海洋管理のための離島」の検討であれば、取りまとめの中でも触れておく必要があるのではないか。
 - 条約上の義務や責務という用語について混乱を招くおそれがあるので、よく検討をして工夫をする必要がある。
 - 無人島での海亀の卵の採取規制や保護区の設定等が、国際司法裁判所の判例等でも主権の行使として引用されたことなど、国際法の観点をもう少し追加すべきではないか。